

大阪市規則第45号

大阪市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

大阪市生活保護法施行細則（昭和31年大阪市規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(委任等) 第2条 法第24条から第28条まで、第30条から第37条の2まで、第48条第4項、第62条、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条、第81条及び <u>第81条の4</u> の規定による保護の決定及び実施に関する事務、法第55条の4第1項、第55条の6及び第78条の2第2項の規定による就労自立給付金の支給に関する事務、法第55条の5第1項及び第55条の6の規定による <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する事務並びに法第77条第1項、第77条の2第1項並びに第78条第1項及び第3項の規定により徴収すべき費用等の額の決定に関する事務（次に掲げる者に係るものを除く。）は、保健福祉センター所長に委任する。ただし、法第27条から第28条まで、第30条、第62条及び第63条の規定による保護の決定及び実施に関する事務、法第55条の6の規定による就労自立給付金及び <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する事務並びに法第77条の2第1項並びに第78条第1項及び第3項の規定により徴収すべき費用等の額の決定に関	(委任等) 第2条 法第24条から第28条まで、第30条から第37条の2まで、第48条第4項、第62条、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条、第81条及び <u>第81条の3</u> の規定による保護の決定及び実施に関する事務、法第55条の4第1項、第55条の6及び第78条の2第2項の規定による就労自立給付金の支給に関する事務、法第55条の5第1項及び第55条の6の規定による <u>進学準備給付金</u> の支給に関する事務並びに法第77条第1項、第77条の2第1項並びに第78条第1項及び第3項の規定により徴収すべき費用等の額の決定に関する事務（次に掲げる者に係るものを除く。）は、保健福祉センター所長に委任する。ただし、法第27条から第28条まで、第30条、第62条及び第63条の規定による保護の決定及び実施に関する事務、法第55条の6の規定による就労自立給付金及び <u>進学準備給付金</u> の支給に関する事務並びに法第77条の2第1項並びに第78条第1項及び第3項の規定により徴収すべき費用等の額の決定に関する事務に

する事務について、市長が特に必要があると認める場合は、市長がこれを行うことがある。 [(1)・(2) 略] [2 略] <u>(進学・就職準備給付金申請書)</u> 第20条 施行規則第18条の9第1項本文の規定による申請は、所定の <u>進学・就職準備給付金申請書</u> によらなければならない。	ついて、市長が特に必要があると認める場合は、市長がこれを行うことがある。 [(1)・(2) 同左] [2 同左] <u>(進学準備給付金申請書)</u> 第20条 施行規則第18条の9第1項本文の規定による申請は、所定の <u>進学準備給付金申請書</u> によらなければならない。
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則
この規則は、令和7年4月1日から施行する。